

○被保険者の保険料の基準額に対する割合

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
第1段階被保険者の保険料の基準額に対する割合	0.5	0.5	0.5
第2段階被保険者の保険料の基準額に対する割合	0.5	0.5	0.5
第3段階被保険者の保険料の基準額に対する割合	0.75	0.75	0.75
第4段階被保険者のうち、税制改正に伴う第1段階からの激変緩和措置対象者の保険料の基準額に対する割合	0.66	0.83	—
第4段階被保険者のうち、税制改正に伴う第2段階からの激変緩和措置対象者の保険料の基準額に対する割合	0.83	0.91	—
第4段階被保険者のうち、税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者の保険料の基準額に対する割合	0.83	0.91	—
第4段階被保険者の保険料の基準額に対する割合	1.0	1.0	1.0
第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う第1段階からの激変緩和措置対象者の保険料の基準額に対する割合	0.75	1.0	—
第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う第2段階からの激変緩和措置対象者の保険料の基準額に対する割合	0.91	1.08	—
第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者の保険料の基準額に対する割合	0.91	1.08	—
第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う第4段階からの激変緩和措置対象者の保険料の基準額に対する割合	1.08	1.16	—
第5段階被保険者の保険料の基準額に対する割合	1.25	1.25	1.25
第6段階被保険者の保険料の基準額に対する割合	1.5	1.5	1.5

4. 第1号被保険者負担分相当額(D)

=	(平成18年度標準給付費見込額(A1)	+	平成18年度地域支援事業費(B1))	×	第1号被保険者負担割合
+	(平成19年度標準給付費見込額(A2)	+	平成19年度地域支援事業費(B2))	×	第1号被保険者負担割合
+	(平成20年度標準給付費見込額(A3)	+	平成20年度地域支援事業費(B3))	×	第1号被保険者負担割合

- 平成18年度から平成20年度までの第1号被保険者負担割合は19%とする。

5. 調整交付金相当額(E)

=	平成18年度標準給付費見込額(A1)	×	全国平均の調整交付金交付割合 0.05
+	平成19年度標準給付費見込額(A2)	×	全国平均の調整交付金交付割合 0.05
+	平成20年度標準給付費見込額(A3)	×	全国平均の調整交付金交付割合 0.05

6. 後期高齢者加入割合補正係数(F)

(全国平均の前期高齢者加入割合) × (全国平均の前期高齢者補正要介護等発生率) + (全国平均の後期高齢者加入割合) × (全国平均の後期高齢者補正要介護等発生率)

$$= \frac{\text{当該市町村の前期高齢者加入割合} \times \text{全国平均の前期高齢者の補正要介護等発生率} + \text{当該市町村の後期高齢者加入割合} \times \text{全国平均の後期高齢者の補正要介護等発生率}}{\text{当該市町村の前期高齢者加入割合} \times \text{全国平均の前期高齢者の補正要介護等発生率} + \text{当該市町村の後期高齢者加入割合} \times \text{全国平均の後期高齢者の補正要介護等発生率}}$$

○ 前期・後期高齢者加入割合

:平成18~20年度の見込数の平均により求める。

見込の立て方としては、当該市町村の過去の実績等を把握して算定する。

小数点以下第5位を四捨五入(例 0.5867432…… ⇒ 0.5867)

※1 (参考)全国平均の各割合(仮置値) → 本数値については、後日お知らせすることとする。

前期高齢者加入割合	0.55	前期高齢者の補正要介護等発生率	0.05
後期高齢者加入割合	0.45	後期高齢者の補正要介護等発生率	0.30

※2 後期高齢者加入割合補正係数は小数点以下第5位を四捨五入 (例 0.5867432…… ⇒ 0.5867)

7. 所得段階別加入割合補正係数(G)

平成18年度所得段階別加入割合補正係数(G1)

= 1 - [0.5 × (当該市町村の第1段階被保険者の割合	-	全国平均の第1段階被保険者の割合)
+ 0.5 × (当該市町村の第2段階被保険者の割合	-	全国平均の第2段階被保険者の割合)	
+ 0.25 × (当該市町村の第3段階被保険者の割合	-	全国平均の第3段階被保険者の割合)	
+ 0.34 × (第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第1段階からの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合	-	第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第1段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合)	
+ 0.17 × (第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第2段階からの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合	-	第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第2段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合)	
+ 0.17 × (第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合	-	第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合)	
+ 0.25 × (第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第1段階からの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合	-	第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第1段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合)	
+ 0.09 × (第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第2段階からの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合	-	第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第2段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合)	
+ 0.09 × (第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合	-	第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合)	
- 0.08 × (第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第4段階からの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合	-	第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第4段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合)	
- 0.25 × (第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う激変緩和措置対象者を除く当該市町村の割合	-	第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う激変緩和措置対象者を除く全国平均の割合)	
- 0.5 × (当該市町村の第6段階被保険者の割合	-	全国平均の第6段階被保険者の割合)]	

平成19年度所得段階別加入割合補正係数(G2)

= 1 - [0.5 × (当該市町村の第1段階被保険者の割合	-	全国平均の第1段階被保険者の割合)
+ 0.5 × (当該市町村の第2段階被保険者の割合	-	全国平均の第2段階被保険者の割合)	
+ 0.25 × (当該市町村の第3段階被保険者の割合	-	全国平均の第3段階被保険者の割合)	
+ 0.17 × (第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第1段階からの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合	-	第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第1段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合)	
+ 0.09 × (第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第2段階からの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合	-	第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第2段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合)	
+ 0.09 × (第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合	-	第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合)	
+ 0 × (第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第1段階からの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合	-	第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第1段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合)	
- 0.08 × (第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第2段階からの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合	-	第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第2段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合)	
- 0.08 × (第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合	-	第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合)	
- 0.16 × (第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第4段階からの激変緩和措置対象者の当該市町村の割合	-	第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第4段階からの激変緩和措置対象者の全国平均の割合)	
- 0.25 × (第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う激変緩和措置対象者を除く当該市町村の割合	-	第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う激変緩和措置対象者を除く全国平均の割合)	
- 0.5 × (当該市町村の第6段階被保険者の割合	-	全国平均の第6段階被保険者の割合)]	

平成20年度所得段階別加入割合補正係数(G3)

= 1 - [0.5 × (当該市町村の第1段階被保険者の割合	-	全国平均の第1段階被保険者の割合)
+ 0.5 × (当該市町村の第2段階被保険者の割合	-	全国平均の第2段階被保険者の割合)	
+ 0.25 × (当該市町村の第3段階被保険者の割合	-	全国平均の第3段階被保険者の割合)	
- 0.25 × (当該市町村の第5段階被保険者の割合	-	全国平均の第5段階被保険者の割合)	
- 0.5 × (当該市町村の第6段階被保険者の割合	-	全国平均の第6段階被保険者の割合)]	

○ 被保険者の見込み数の算定方法は参考資料「税制改正により保険料段階が上昇する者の影響割合の試算について」を参照。

※1 保険料段階の多段階化や所得段階別の割合の弾力化による保険料の設定を行う市町村であっても、補正係数は上記算定式により算定する。

※2 第1段階から第6段階の全国ベースの分布見込

第1段階: 2.6%	第2段階: 18.0%	第3段階 9.0%			
第4段階: 第1段階からの激変緩和措置対象者 0.0%		第2段階からの激変緩和措置対象者 0.6%	第3段階からの激変緩和措置対象者 0.6%		
激変緩和措置対象者を除く第4段階の者 29.3%					
第5段階: 第1段階からの激変緩和措置対象者 0.0%		第2段階からの激変緩和措置対象者 0.0%	第3段階からの激変緩和措置対象者 8.7%		
第4段階からの激変緩和措置対象者 6.2%		激変緩和措置対象者を除く第5段階の者 13.7%			
第6段階: 11.3%					

※3 基準所得金額は200万円とする。

※4 各段階別の被保険者の割合は小数点以下第4位を四捨五入、所得段階別加入割合補正係数は小数点以下第5位を四捨五入

8.調整交付金見込交付割合(H)

平成18年度調整交付金見込交付割合(H1)

$$= (\boxed{\text{第1号被保険者負担割合}} + \boxed{\text{全国平均の調整交付金交付割合 } 0.05}) \\ - \boxed{\text{第1号被保険者負担割合}} \times \boxed{\text{後期高齢者加入割合補正係数(F)}} \times \boxed{\text{平成18年度所得段階別加入割合補正係数(G1)}}$$

平成19年度調整交付金見込交付割合(H2)

$$= (\boxed{\text{第1号被保険者負担割合}} + \boxed{\text{全国平均の調整交付金交付割合 } 0.05}) \\ - \boxed{\text{第1号被保険者負担割合}} \times \boxed{\text{後期高齢者加入割合補正係数(F)}} \times \boxed{\text{平成19年度所得段階別加入割合補正係数(G2)}}$$

平成20年度調整交付金見込交付割合(H3)

$$= (\boxed{\text{第1号被保険者負担割合}} + \boxed{\text{全国平均の調整交付金交付割合 } 0.05}) \\ - \boxed{\text{第1号被保険者負担割合}} \times \boxed{\text{後期高齢者加入割合補正係数(F)}} \times \boxed{\text{平成20年度所得段階別加入割合補正係数(G3)}}$$

○ 所得水準が高く、後期高齢者割合が低い市町村において、仮に(第1号被保険者負担割合 \times F \times G) > (第1号被保険者負担割合+調整交付金交付割合)となる場合は、(第1号被保険者負担割合 \times F \times G) = (第1号被保険者負担割合+調整交付金交付割合)として計算する。

○ 平成18年度から平成20年度までの第1号被保険者負担割合は19%とする。

※1 調整交付金見込交付割合は小数点以下第5位を四捨五入

9.調整交付金見込額(I)

$$= \boxed{\text{平成18年度標準給付費見込額(A1)}} \times \boxed{\text{調整交付金見込交付割合(H1)}} + \boxed{\text{平成19年度標準給付費見込額(A2)}} \times \boxed{\text{調整交付金見込交付割合(H2)}} \\ + \boxed{\text{平成20年度標準給付費見込額(A3)}} \times \boxed{\text{調整交付金見込交付割合(H3)}}$$

※各年度の調整交付金見込額は1,000円未満を切り捨て

10.財政安定化基金拠出金見込額(J) = 標準給付見込額(A) × 財政安定化基金拠出率

- 財政安定化基金拠出率は国が定める標準的な割合(0.1%)であり、都道府県が条例によりこれと異なる拠出率を定める場合には当該割合とする。

11.審査支払手数料差引額(K)

$$= (\boxed{\text{平成18年度審査支払手数料単価}} - \boxed{\text{国庫負担金等の算定の基準となる審査支払手数料単価}}) \times \boxed{\text{平成18年度審査支払件数}} \\ + (\boxed{\text{平成19年度審査支払手数料単価}} - \boxed{\text{国庫負担金等の算定の基準となる審査支払手数料単価}}) \times \boxed{\text{平成19年度審査支払件数}} \\ + (\boxed{\text{平成20年度審査支払手数料単価}} - \boxed{\text{国庫負担金等の算定の基準となる審査支払手数料単価}}) \times \boxed{\text{平成20年度審査支払件数}}$$

- 国庫負担金等の算定の基準となる審査支払手数料単価は95円。

- 審査支払手数料単価が95円を超える場合においては、審査支払手数料差引額を算定することとする。

12.保険料収納必要額(L) = 第1号被保険者負担分相当額(D) + 調整交付金相当額(E) - 調整交付金見込額(I) + 財政安定化基金拠出見込額(J) + 財政安定化基金償還金 - 準備基金取崩額 + 審査支払手数料差引額(K) + 市町村特別給付費等の見込額 + 市町村相互財政安定化事業負担額 - 市町村相互財政安定化事業交付額

- 市町村特別給付費等については、上乗せ給付の見込額及び保健福祉事業の見込額を含むものであり、見込まれる給付費等がある場合は当該見込まれる額を計上する。
- 地域支援事業の上限を超えた額について、保険料の推計のワークシートにおいては保険料収納必要額に含まれていないので留意すること。

13.保険料の基準額(年額) = 保険料収納必要額(L) ÷ 予定保険料収納率 ÷ 所得段階別加入割合補正後被保険者数(C)

- 各段階別の被保険者数は平成18～20年度の合計数。
- 予定保険料収納率は、これまでの実績等から見込むものとする。

14.保険料の基準額(月額) = 保険料の基準額(年額) ÷ 12

弾力化を行った場合の市町村における保険料額

保険料額の設定の考え方

- ア 市町村は保険料段階の設定にあたり、市町村民税課税者層(第5段階以上)における保険料段階を多段階化することとする。
- イ 第1・第2・第3段階の被保険者が基準額よりも軽減される総額と、第5段階以上の被保険者が基準額よりも多く負担する総額とが均衡する必要はないものとする。
- ウ 保険料の基準額に対する割合については、市町村が任意に設定することとする。

1. 保険料収納必要額(A) = 「保険料の基準額(月額)の算定」において算定した保険料収納必要額(L)

2. 所得段階別加入割合補正後被保険者数(B)

= 平成18年度所得段階別加入割合補正後被保険者数(B1) + 平成19年度所得段階別加入割合補正後被保険者数(B2)

+ 平成20年度所得段階別加入割合補正後被保険者数(B3)

各年度の所得段階別加入割合補正後被保険者数(B1～B3)

= 第1段階被保険者の見込み数 × 第1段階被保険者の保険料の基準額に対する割合

+ 第2段階被保険者の見込み数 × 第2段階被保険者の保険料の基準額に対する割合

+ 第3段階被保険者の見込み数 × 第3段階被保険者の保険料の基準額に対する割合

+ 第4段階被保険者のうち、税制改正に伴う「第1段階からの激変緩和措置対象者」の見込み数	×	第4段階被保険者のうち、税制改正に伴う第1段階からの激変緩和措置対象者の保険料の基準額に対する割合	+	第4段階被保険者のうち、税制改正に伴う「第2段階からの激変緩和措置対象者」の見込み数	×	第4段階被保険者のうち、税制改正に伴う第2段階からの激変緩和措置対象者の保険料の基準額に対する割合
+ 第4段階被保険者のうち、税制改正に伴う「第3段階からの激変緩和措置対象者」の見込み数	×	第4段階被保険者のうち、税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者の保険料の基準額に対する割合	+	第4段階被保険者のうち、税制改正に伴う激変緩和措置対象者を除く見込み数	×	第4段階被保険者の保険料の基準額に対する割合
+ 第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う「第1段階からの激変緩和措置対象者」の見込み数	×	第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う第1段階からの激変緩和措置対象者の保険料の基準額に対する割合	+	第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う「第2段階からの激変緩和措置対象者」の見込み数	×	第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う第2段階からの激変緩和措置対象者の保険料の基準額に対する割合
+ 第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う「第3段階からの激変緩和措置対象者」の見込み数	×	第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者の保険料の基準額に対する割合	+	第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う「第4段階からの激変緩和措置対象者」の見込み数	×	第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う第4段階からの激変緩和措置対象者の保険料の基準額に対する割合
+ 第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う激変緩和措置対象者を除く見込み数	×	第5段階被保険者の保険料の基準額に対する割合				
+ 第6段階被保険者の見込み数	×	第6段階被保険者の保険料の基準額に対する割合				
.....						
+ 第X段階被保険者の見込み数	×	第X段階被保険者の保険料の基準額に対する割合				

※ 被保険者の見込み数の算定方法は参考資料「税制改正により保険料段階が上昇する者の影響割合の試算について」を参照。

※ 保険料段階の多段階化や所得段階別の割合の弾力化を行う市町村においては、当該保険料段階や割合を用いて算出する。

$$3. \text{ 市町村における保険料額(年額)} = \boxed{\text{保険料収納必要額(A)}} \div \boxed{\text{予定保険料収納率}} \div \boxed{\text{所得段階別加入割合補正後被保険者数(B)}}$$

○ 予定保険料収納率は、これまでの実績等から見込むものとする。

$$4. \text{ 市町村における保険料額(月額)} = \boxed{\text{保険料の基準額(年額)}} \div 12$$

(参考資料)

税制改正により保険料段階が上昇する者の影響割合の試算について

○本資料の趣旨

今般の税制改正により、相当程度の者が課税層に移動することとなることから、保険料の設定に当たり各保険者において、その影響を見込むことが必要となる。

税制改正の影響について、一定の前提の下に試算したところ、次のような結果となったので、各保険者において税制改正の影響を見込む際の参考としていただきたい。

併せて、本試算の考え方の根拠についてもお示しするので各保険者において税制改正の影響を見込む際の参考等とされたい。

○税制改正による影響の試算結果（全被保険者数に占める割合）

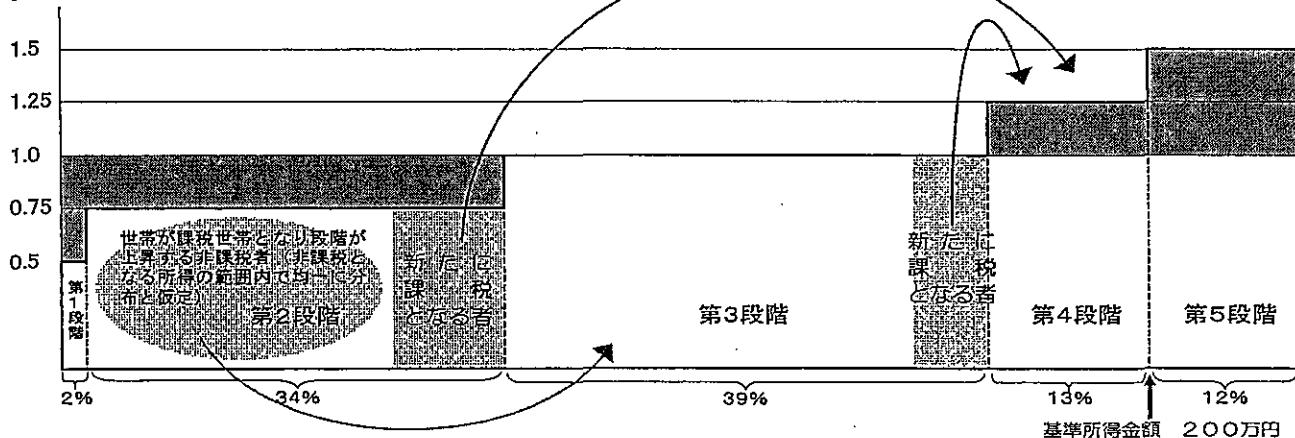
【本人が新たに課税となり段階が上昇する場合】

- ・現行第2段階（新第3段階） ⇒ 新第5段階となる者の割合 8.7%
- ・現行第3段階（新第4段階） ⇒ 新第5段階となる者の割合 6.2%

【世帯が課税世帯となり段階が上昇する非課税者の場合】

- ・現行第2段階（新第2段階相当） ⇒ 新第4段階となる者の割合 0.6%
- ・現行第2段階（新第3段階相当） ⇒ 新第4段階となる者の割合 0.6%

○現行の保険料段階



○第3期の保険料段階（税制改正織り込み後）

